

相模原市における放課後児童クラブについて

1 入会児童数等の推移(各年度5月1日現在)

(1) 公立児童クラブ

年 度	施設数	定 員 (人)	入会児童数 (人)	保留 児童数(人)
H21	66	3,235	3,787	211
H22	66	3,305	3,877	84
H23	66	3,305	3,858	50
H24	66	3,700	3,881	148
H25	66	3,805	3,977	165
H26	66	4,043	4,205	199

(2) 民間児童クラブ

年 度	施設数	入会児童数(人)
H21	13	332
H22	15	369
H23	16	419
H24	18	475
H25	20	526
H26	21	580

2 施設数(平成26年5月1日現在)

(1) 公立児童クラブ 65校(全72校)で実施

単位:箇所

施設形態	学校の 余裕教室	学校敷地内 専用施設	児童館・ 児童センター	公有地 専用施設	合 計
第1児童クラブ	16	22	24	4	66
第2児童クラブ	12	5	6	3	26
合 計	28	27	30	7	92
	30.5%	29.3%	32.6%	7.6%	100%

※実施箇所の約6割において学校施設等を利用している状況

(2) 民間児童クラブ 21施設で実施

単位:箇所

施設形態	民家・ アパート	貸し店舗・ 事務所	保育所	幼稚園	合 計
児童クラブ	8	10	1	2	21
	38.1%	47.6%	4.8%	9.5%	100%

【参考資料】鳥取県の放課後児童クラブの実施状況について

子育て応援課
平成26年8月19日

1 県内の放課後児童クラブの実施状況

国庫補助対象外のクラブ数の推移

	H23	H24	H25	H26(予定)
対象外クラブ数	10クラブ	9クラブ	5クラブ	6クラブ
10人未満のクラブ数	6クラブ	8クラブ	4クラブ	6クラブ
開設日数が250日未満で 10人～19人のクラブ数	4クラブ	1クラブ	1クラブ	0クラブ
全クラブ数	135クラブ	137クラブ	138クラブ	147クラブ

※夏休みのみ開設のクラブを含めず（H23～H25：1クラブ、H26：2クラブ）

2 単県助成制度

(1) 小規模クラブの運営費に関する助成制度（H25）

5～9人で実施している小規模クラブについて、運営費を助成。

また、児童数10～19人、開設日数250日以上、国庫補助対象クラブの運営費に552千円の上乗せ助成。

区分	単県事業			国庫事業対象	
	5人～	5人～19人	5人～9人	10～19人	20人～
対象児童数	5人～	5人～19人	5人～9人	10～19人	20人～
開設日数	25～199日	200～249日	250日以上	250日以上	200～249日
補助基準額	1,745千円×日数/250日		1,745千円	1,193千円 552千円 ※かさ上げ	2,059千円 ※特例分

※着色枠内は単県補助

※特例分とは、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がない場合に国庫補助対象とするもの。

(2) 小規模クラブの実施状況と補助額（H25実績）

(単位：円)

市町村名	クラブ名	実績報告				
		受入児童数	開設日数	補助対象経費	限度額	補助金額
A市	aクラブ※	8人	247日	2,808,220	2,080,000	1,040,000
	bクラブ※	13人	247日	2,654,340	2,080,000	1,040,000
	小計	小計	5,462,560	4,160,000	2,080,000	
B町	cクラブ※	6人	242日	2,409,112	2,059,000	1,029,000
	dクラブ	9人	25日	633,478	419,000	209,000
	小計	小計	3,042,590	2,478,000	1,238,000	
C町	eクラブ	9人	257日	3,391,470	2,477,000	1,238,000
	fクラブ	9人	256日	1,733,856	2,491,000	1,245,000
	小計	小計	5,125,326	4,968,000	2,483,000	
合計				13,630,476		5,801,000

(注1)※印の付いているクラブが特別交付税の対象

(注2)dクラブについては夏休み期間のみ開設のクラブ

認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲

移譲事務	認可外保育施設の設置届出の受理、報告徴収、立入検査、改善勧告等
本県の移譲状況	<p>法令移譲の指定都市・中核市以外の全61市町村 に特例条例により権限移譲済（平成23年度に移譲完了）</p>
効果等	<p>○保育の実施主体である市町村が処理することで、事業者に対する指導監督や保護者への事業者情報提供など、迅速で的確な対応ができています。</p> <p>○移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって支障は生じていない。</p> <p>※県では、市町村に「埼玉県認可外保育施設指導監督要領」、「認可外保育施設立入調査マニュアル」を提供するなど、市町村の事務処理を支援している。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度への円滑な移行 新制度（平成27年4月施行予定）では、認可外保育施設を新たに創設される「地域型保育事業（市町村認可）」などへ移行させることにより、保育提供体制を充実させることとしている。 認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲により、新制度への移行が円滑に行われる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="965 1243 1236 1814" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現行制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設 ・事業所内保育施設 ・バビーホテル ・その他の認可外保育施設 </div> <div data-bbox="981 974 1109 1198" style="font-size: 2em;">↑</div> <div data-bbox="965 168 1236 952" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【新制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可保育所（県・指定都市・中核市認可） 認定こども園（県・指定都市・中核市認可） 地域型保育事業（市町村認可） <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業 </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">市町村は保育緊急確保事業により、移行を財政支援</p>

現行法では都道府県の権限となっているが、事務の内容や権限移譲の状況を踏まえ、都道府県と市町村の法律上の役割分担を見直すべき

地方分権改革に関する提案募集(埼玉県)

提案事項

保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し

求める措置の具体的内容

保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性**【制度改正の必要性等】**

住民に身近な行政サービスである保育所の設置運営基準については、地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方自治体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

(待機児童が多く、地価が高く市街地が過密した都市部と、待機児童が少なく、地価も比較的安価で土地利用にゆとりのある地域とを一律に同じ基準で縛ることは不合理である。)

そのため、児童福祉法第45条第2項第2号等により従うべき基準とされている保育所における居室等の面積、保育士の配置について、標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきである。

【制度改正の経緯】

第1次一括法に基づき、平成24年4月から児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営基準等は都道府県等の条例に委任され、人員・居室面積等の厚生労働省令で定める基準は従うべき基準、その他は参酌すべき基準とされた。

ただし、保育所の居室面積基準について、地価が高く、待機児童が100人以上いる地域において厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする特例措置が創設された。

(平成23年9月に34都市が指定され、その後の追加等で現在は40都市(埼玉県内は3市))

埼玉県においては、平成24年12月議会で埼玉県児童福祉法施行条例を制定し、第1次一括法附則第4条の規定により厚生労働大臣が指定した地域は平成27年3月31日までの間、満1歳以上満2歳未満の幼児に限り、1人当たり居室面積を2.5㎡まで緩和可能とした。

特例措置の対象となった都市のうちの全てが独自基準を適用しているわけではないが、それらにおいても十分に検討し、自ら判断した結果である。

【地方分権改革推進委員会第3次勧告における委員会の認識要旨】

下記の地方分権改革推進委員会の第3次勧告における委員会の認識を踏まえ、他の地域についても自ら判断できるようにすることが分権型社会を進める上で不可欠である。

「義務付け・枠付けの見直しとは、国が全国一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準、施策等を、地方自治体自らが決定し、実施するように改める改革であり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、最善の施策が講じられるよう、国と地方自治体の役割分担を見直すものである。

全国知事会等の提言等にある現実の具体的なニーズに対して、国の基準であることを維持したままで、その都度、国が個々に基準の見直し措置を講じたりするだけでは、地方分権改革の名には値しない。

地方分権改革を進め、「地方政府」を確立する観点からは、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないというのが当委員会の基本認識である。」